



2019年(令和元年) 11月
湯浅町社会福祉協議会・湯浅町ボランティアセンター
電話:63-5175 FAX:63-3304
Mail:yuasashakyo-361@violin.ocn.ne.jp

『一人暮らし高齢者支援事業』について(ご案内)

湯浅町社会福祉協議会並びに湯浅町ボランティア推進協議会では、民生児童委員協議会や地域包括支援センターをはじめ様々な関係団体と連携し、一人暮らし高齢者の方々が、住み慣れた地域で安全に安心して生きがいのある生活を過ごして頂くことを目的に以下の事業を実施しています。

実 施 事 業

◎ 『一人暮らし高齢者年賀状作成事業』 【年1回実施】



75才以上(対象者:昭和20年3月31日以前に生まれた方)の一人暮らし高齢者の方々を対象に、町内の小学生より年賀状を送付して頂き、高齢者の方々との交流を図ることを目的に実施しています。

◎ 『ほのぼの茶話ごう会』 【町内を4ブロックに分け、各ブロック年2回実施】

本年度は、75才以上(対象者:昭和20年3月31日以前に生まれた方)の一人暮らし高齢者の方々を対象に開催しています。内容は、介護予防や生きがいづくりのため、昼食やレクリエーションを通じて参加者の皆さんの交流を図っています。

◎ 『湯浅町災害時要援護者登録』 【随時】

65才以上の一人暮らしの方、障がいや病気により自力で避難することが困難な方を対象に、災害が発生した時の安否確認や避難支援活動に役立てることを目的に湯浅町健康福祉課が実施しています。

- 各事業の対象となる方には、民生児童委員協議会・地域包括支援センター・社協の三者が共有している登録者名簿をもとに、地域の民生委員さんの協力を得て、事業の案内等を行っております。
- 実際は、一人で暮らしているが、「住民基本台帳では同居となっているため、事業の案内等が行われていない」という方は、地域の民生委員さんまたは、社協(63-5175)まで、ご連絡ください。



「災害ボランティア活動」に行かれる方は 「ボランティア活動保険」への加入が必要です！



10月に発生した台風19号により、関東・東北地方などで大きな被害がありました。被災地では災害ボランティアセンターが開設されており、ボランティアの受け入れを行っていますが、受付手続きの際には混乱も想定されます。被災地の負担とならないように、災害ボランティアに行かれる方は、最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入してください。

【ボランティア活動保険は、活動中に起こる様々な事故からボランティアの方々を補償する保険です】

■ 保険料	① 基本タイプ	<input type="checkbox"/> Aプラン	350円	<input type="checkbox"/> Bプラン	510円
	② 天災タイプ	<input type="checkbox"/> 天災Aプラン	500円	<input type="checkbox"/> 天災Bプラン	710円

※加入するタイプについて・・・

台風・洪水・突風などの風水害によるケガは、「基本タイプ」「天災タイプ」の何れでも補償されますが、地震・噴火・津波によるケガは「天災タイプ」でなければ補償の対象にならないので、注意してください。

したがって、震災復旧などのボランティア活動中に余震によって崩れた建物でケガをされたような場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。

■お申し込み・お問い合わせは、湯浅町社会福祉協議会（63-5175）までお願いします。

.....

災害時に備えて・・・

「和歌山県災害ボランティア登録」をすることができます

和歌山県社会福祉協議会では、近い将来発生が予想される東南海・南海地震や県内外の災害に備え、災害が発生した時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前の「災害ボランティア登録」を行っています。

お問い合わせ先：和歌山県社会福祉協議会（TEL 073-435-5263）